

南部大阪都市計画地区計画の変更（泉南市決定）

泉南都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画を南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画に名称を変更する。

計画書 1. 地区計画の方針

	名 称	樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画
	位 置	泉南市樽井三丁目及び馬場二丁目地内
	面 積	約2.5ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、泉南市の西部に位置し、りんくうタウンから近畿自動車道泉南インターチェンジを経由し和歌山県界へ至る幹線道路である都市計画道路泉南岩出線の沿道である。泉南岩出線の沿道地区は、本市の総合計画及び都市計画に関する基本的な方針において流通系市街地の形成を図るべき地区として位置付けられており沿道型施設立地の好適地であるため、今後、急速な市街化が予測される。このため、地区計画を定めることにより、背後の住宅地区の住環境の保全を図りつつ、良好な沿道市街地形成の誘導を図る。
	土地利用の方針	背後の住宅地の住環境の保全に配慮しつつ、沿道型施設等を中心とした土地利用を促進し、良好な沿道市街地の形成を図る。
	建築物等の整備方針	沿道地区としてふさわしい市街地環境を形成するため、建築物の用途等を制限する。

2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (3) 建築基準法別表第2の(り)項第2号から第4号までに定める建築物
		壁面の位置の制限	都市計画道路泉南岩出線に面する部分の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。
		建築物の形態又は意匠の制限	広告物、看板及び照明については、著しく明るい閃光を発する等により背後の住宅の環境を悪化するおそれのないものとする。
		かき又はさくの構造の制限	都市計画道路泉南岩出線に面する部分にかき又はさく（門柱及び門扉を除く。以下同じ。）を設置する場合は、原則として生け垣又はフェンスとし、高さ60cmを超えるその他の構造物を築造してはならない。ただし、かき又はさくを道路境界線から1.0m以上後退させ、かつ後退区間を緑化する構造の場合は、この限りでない。

「地区整備計画の区域は計画図表示とおり」

建築基準法の改正(平成30年4月1日)に伴う

「南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画」の記載内容の対応について

南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画

2. 地区整備計画
建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法別表第2(り)項第2号から第4号までに定める建築物

◎2.(3)の法別表第2(り)項第2号から第4号とは以下の内容を示しています。

【改正後の法別表第2(ぬ)項第2号から第4号】

(り)項：商業地域内に建築してはならない建築物

第2号：原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルをこえるもの（日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルをこえない自動車修理工場を除く。）

第3号：次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場

が
(一) 玩具煙火の製造

(二) アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。）

(三) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）

(四) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工

(五) 絵具又は水性塗料の製造

(六) 出力の合計が〇・七五キロワットをこえる原動機を使用する塗料の吹付

(七) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白

(八) 骨炭その他動物質炭の製造

(八の二) せつけんの製造

(八の三) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造

(八の四) 手すき紙の製造

(九) 羽又は毛の洗淨、染色又は漂白

(十) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗淨又は漂白

(十一) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの

(十二) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥^ま研磨又は三台以上の^ま研磨機による金属の乾燥^ま研磨で原動機を使用するもの

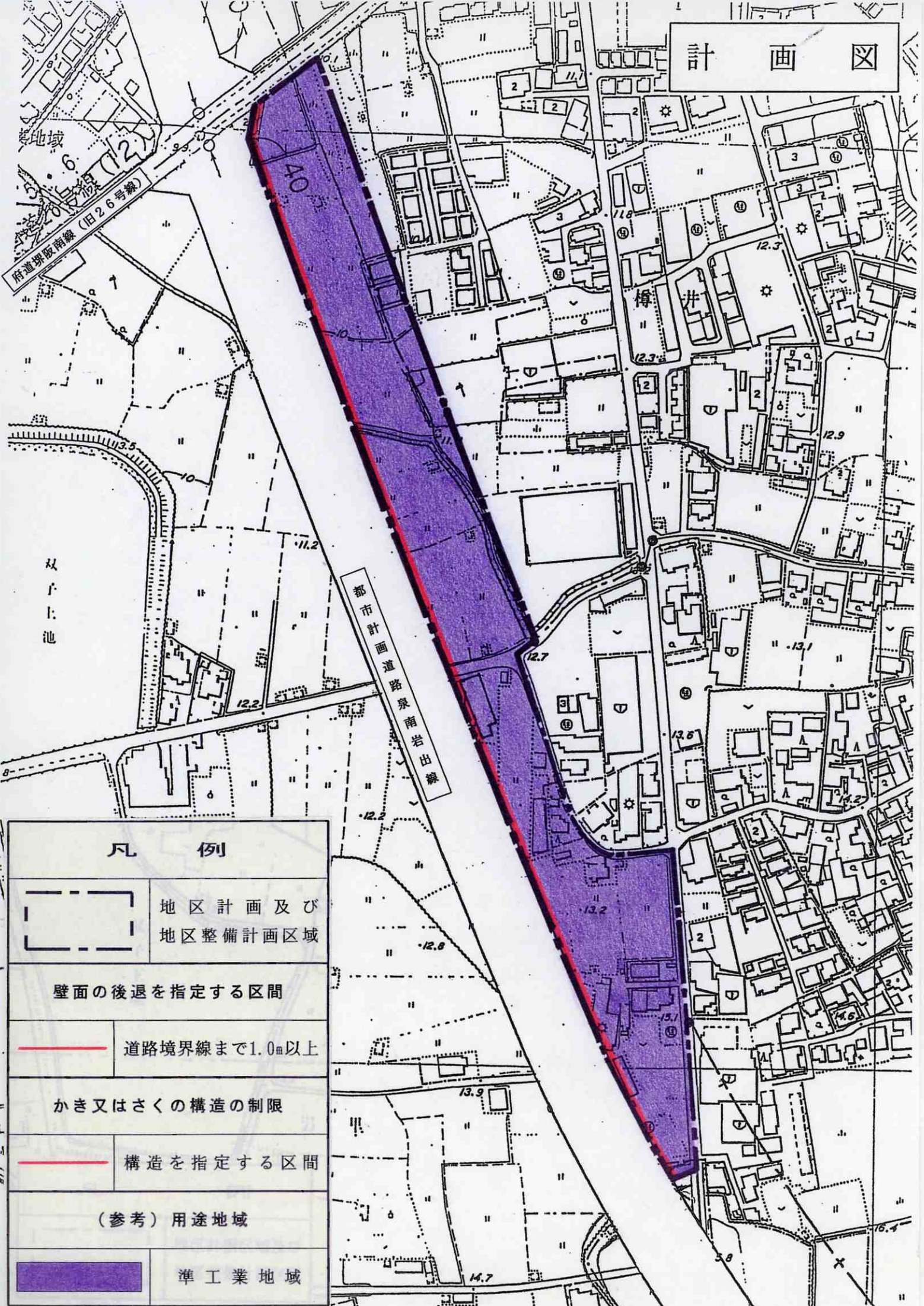
(十三) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの

(十三の二) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用するもの





- (十四) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (十五) 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が五十リットルをこえないるつぼ又はかまを使用するもの（印刷所における活字の鑄造を除く。）
- (十六) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石^と、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
- (十七) ガラスの製造又は砂吹
- (十七の二) 金属の溶射又は砂吹
- (十七の三) 鉄板の波付加工
- (十七の四) ドラムかんの洗淨又は再生
- (十八) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
- (十九) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの
- (二十) (一)から(十九)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業

第4号：危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

◎なお「南部大阪都市計画樽井三丁目・馬場二丁目地区地区計画の区域内における建築物に関する条例」第4条第1項第3号は「法別表第2（ぬ）項第2号から第4号までに定める建築物」に改正済み。



凡 例

	地区計画及び 地区整備計画区域
壁面の後退を指定する区間	
	道路境界線まで1.0m以上
かき又はさくの構造の制限	
	構造を指定する区間
(参考) 用途地域	
	準工業地域

美地域
府道堺取南線 (旧26号線)

都市計画道路泉南岩出線

双子上池

梅井